

低コスト耐候性ハウスの強度が交付金等の交付対象基準等を満たしていない状態になっているのに、事業が適正に完了したとして交付金等の額を確定

6件 不当金額(支出) 1億5308万円

1 交付金事業等の概要

6事業主体は、トルコギキョウ等の花きの生産を行うための生産技術高度化施設として、低コスト耐候性ハウス、暖房機等を整備した。

強い農業づくり交付金実施要領等によれば、整備の対象とする低コスト耐候性ハウスは、50m/s以上の風速に耐えることができる強度を有するものとするなどとされている。そして、事業主体は、請負人が工事を完了したときは、しゅん功検査を行った上で引渡しを受け、都道府県又は市町村は、必要に応じてしゅん功検査を実施し、不適正な事態がある場合は手直しなどの措置を指示し、交付対象事業が完了したときは、交付決定に基づく交付対象事業が適正に完了したことを確認することとされている。

2 検査の結果

6事業主体は、本件交付金事業等の実施に当たり、設計事務所等との間で、低コスト耐候性ハウスの設計、施工管理(工事の監理を含む。)等の業務を行わせる施主代行委任契約を締結しており、設計事務所等は、これに基づき、^(注1)低コスト耐候性ハウスについて、50m/s以上の風速に耐えることができる強度となるように胴縁及び母屋の間隔を設計していた。

その後、6事業主体は、設計事務所等によるしゅん功検査を経て、生産技術高度化施設の整備が完了したとして、請負業者から工事関係書類の提出を受けるとともに、低コスト耐候性ハウスの引渡しを受けた。そして、長崎、諫早、雲仙、南島原各市は、更にしゅん功検査を実施し、長崎県等は実績報告書等を確認するなどして、低コスト耐候性ハウスが実績報告書及び工事関係書類のとおりに整備され本件交付金事業等が適正に完了していることを確認したとして、交付金等の額の確定を行っていた。

しかし、現地の施工状況を確認したところ、胴縁及び母屋が設計よりも広い間隔で設置されるなどしており、設計と施工が異なっていた。

そこで、実際に施工された胴縁及び母屋の間隔に基づいて、風速50m/s時に胴縁及び母屋に発生する応力度を再計算したところ、それぞれの部材の許容応力度を上回ることから、本件低コスト耐候性ハウスは、いずれも50m/s以上の風速に耐えることができないものとなっていた。

したがって、本件交付金事業等(交付対象事業費計3億0658万円)は、低コスト耐候性ハウスの強度が交付金等の交付対象基準等を満たしていない状態になっているのに、事業が適正に完了したとして額の確定が行われており、これに係る交付金等計1億5308万円が不当と認められる。

(注1) 脇縁 どうぶち 外壁材を取り付けるために柱と柱の間に水平に渡す材

(注2) 母屋 もや 屋根材を取り付けるために棟と平行に渡す材

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
九州農政局	長崎県	長崎市ことのうみ第三花き生産組合(事業主体)	農業・食品産業強化対策整備交付金	平成29	円1億0774万	円5387万	円1億0774万	円5387万
同	同	諫早市山留坂トルコギキョウ生産組合(事業主体)	同	26	9371万	4685万	9371万	4685万
同	同	同株式会社岩永園芸(事業主体)	国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金	28、29	1887万	943万	1887万	943万
同	同	雲仙市お花屋さん百花園有限会社(事業主体)	同	28、29	1968万	963万	1968万	963万
同	同	同A(事業主体)	同	28、29	2596万	1298万	2596万	1298万
同	同	南島原市B(事業主体)	同	28、29	4060万	2030万	4060万	2030万
計	△	6事業主体	△	△	3億0658万	1億5308万	3億0658万	1億5308万

(注) 事業主体名のアルファベットは、個人事業者を示している。